

高知県勤務環境改善事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県勤務環境改善事業費補助金(以下補助金という)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、令和6年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始までの間に、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める県内の医療機関の開設者が実施する「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく取組を総合的に実施するための経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第3条 前条に定める補助対象事業(以下「補助事業」という。)の補助対象事業、補助対象経費、交付要件、補助率及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、補助金所要額について、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する申請書及び関係書類は、別記第1号様式によるものとし、知事に提出するものとする。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、補助金の交付の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に通知するものとする。ただし、当該申請者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助の条件)

第6条 知事は、この補助金の交付を決定するに当たって、次の条件を付すものとする。

(1) 補助事業の内容又は事業に要する経費の配分の変更(補助金額の増額又は20パーセントを超える減額に限る。)をする場合には、事前に別記第2号様式

による変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。

- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、事前に別記第2号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上の機械及び器具については、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (7) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (8) 事業の実施において物品等を調達する場合は、高知県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。
- (9) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (10) 補助事業者は、前号ただし書の規定により交付の申請をした場合は、次条の実績報告書の提出に当たって、当該補助金額に係る消費税仕入れ控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金から減額して報告しなければならないこと。

また、第7条の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第3号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならないこと。

(11) 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条第1項に規定する非開示目以外の項目は、原則として開示すること。

(12) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(13) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者及び契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(14) 県税の滞納がないこと。

（実績報告）

第7条 規則第11条第1項の規定による実績報告書の様式は、別記第4号様式とし、事業完了後30日以内、前条第2号の規定により事業の中止・廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から30日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに、これにより難しい場合は、翌年度4月30日までに1部を知事に提出するものとする。

（附 則）

1 この要綱は、令和3年3月24日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第4号から第7号まで、第10号及び第11号の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

（附 則）

この要綱は、令和4年3月16日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表第 1 (第 3 条 関係)

<p>1 補助対象事業</p>	<p>地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると知事が認める (1) に掲げる対象医療機関が行う (2) の事業を対象とする。</p> <p>(1) 対象医療機関</p> <p>次のいずれかを満たす医療機関であって 3 に掲げる交付要件を満たすもの。ただし、診療報酬により地域医療体制確保加算を取得している場合は対象としない。</p> <p>① 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で 1,000 件以上 2,000 件未満であり、地域医療に特別な役割がある医療機関</p> <p>② 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で 1,000 件未満の医療機関のうち、次のいずれかに当てはまる医療機関</p> <p>ア 夜間・休日・時間外入院件数が、年間で 500 件以上であり、地域医療に特別な役割がある医療機関</p> <p>イ 離島、へき地等で同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しない等、特別な理由の存在する医療機関</p> <p>③ 地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに当てはまる医療機関</p> <p>ア 周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等公共性及び不確実性が強く働く医療を提供している場合</p> <p>イ 脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって、一定の実績と役割がある場合等、5 疾病 5 事業で重要な医療を提供している場合</p> <p>④ 在宅医療において、特に積極的な役割を担う医療機関</p> <p>※①及び②の医療提供に関する実績については、1 月から 12 月までの 1 年間における実績とする。</p> <p>なお、医療提供に関する実績については、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた診療報酬の臨時的な取扱いに準じるものとする。</p> <p>(2) 対象事業</p> <p>医師の労働時間短縮に向けた取組として、補助事業者が作成した「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく取組を総合的に実施する事業</p>
<p>2 補助対象経費</p>	<p>対象事業に定めた総合的な取組に要する経費に対して補助を行う。</p> <p>※ 診療報酬により医師事務作業補助体制加算及び看護補助加算を取得している場合、その加算の対象範囲において更に本事業の対象とすることはできないが、その加算を取得していない場合又は加算を取得していてもその加算対象とならない範囲においては本事業の対象とすることができる。</p>
<p>3 交付要件</p>	<p>次の (1) ~ (4) の全てを満たすこと。</p> <p>(1) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。</p> <p>(2) 月の時間外・休日労働が 80 時間を超える医師を雇用している若しくは雇用を予定している医療機関で、労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号) 第 36 条に規定する労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定 (以下「36 協定」という。) において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が 960 時間を超えていること又は全員若しくは一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が 960 時間を超えた 36 協定の締結に向けた見直しを予定若しくは検討していること。</p>

	<p>ただし、他の医療機関へ医師派遣を行うことによって当該派遣される医師の労働時間が、やむを得ず長時間となる医療機関については、年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えた36協定の締結や締結の検討を行うことについての要件は適用しない。</p> <p>(3) 2024年までに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・B水準、連携B水準の指定を予定している医療機関（各水準に求められている医療機能を満たす医療機関に限る。）については、各水準の対象となる業務に従事する医師は、年の時間外・休日労働時間が1,860時間以下、それ以外の医師については年の時間外・休日労働時間が960時間以下 ・前記以外の医療機関については、年の時間外・休日労働時間が960時間以下となるよう次の①・②に留意し、当該保険医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。 <p>① 現状の勤務医の勤務状況等を把握し、問題点を抽出した上で、具体的な取組内容と目標達成年次等を含めた恒久的な勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画とするとともに、定期的に評価し、見直しを行うこと。</p> <p>② 計画の作成に当たっては、次に掲げるア～キの項目を踏まえ検討した上で、必要な事項を記載すること。</p> <p>ア 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担の具体的内容（例えば、初診時の予診の実施、静脈採血等の実施、入院の説明の実施、検査手順の説明の実施、服薬指導等）</p> <p>イ 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施</p> <p>ウ 前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息时间（勤務間インターバル）の確保</p> <p>エ 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮</p> <p>オ 当直翌日の業務内容に対する配慮</p> <p>カ 交替勤務制・複数主治医制の実施</p> <p>キ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用</p> <p>(4) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を当該保険医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。</p>	
4 補助率	資産形成に資する経費	2分の1
	その他経費	10分の10
5 補助限度額	<p>1 医療機関あたり 133,000円×一般病床数（精神科病床数）</p> <p>※ 病床機能報告により、県へ報告している稼働病床数（療養病床を除く。1（1）③において「精神科救急」を根拠とする対象医療機関の場合は病床機能報告における同時点での精神科病床の稼働病床数とする。</p> <p>※ 病床機能報告で報告している病床数が20床未満の場合は、20床として算定する。</p>	

※1（1）に掲げる対象医療機関要件の詳細については、別添を参照すること。

別表第2（第5条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品、その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団員又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(別添)

- ① 救急車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が 1,000 件以上 2,000 件未満であり、地域医療に特別な役割がある医療機関

⇒ 「地域医療に特別な役割がある医療機関」として、2 次救急又は 3 次救急医療機関、かつ救急車を 1,000 台以上受け入れる医療機関

※件数は前年 1 月から 12 月までの実績とする。

- ② 救急車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が 1,000 件未満のうち、夜間・休日・時間外入院件数が 500 件以上で、地域医療に特別な役割がある医療機関

⇒ 「地域医療に特別な役割がある医療機関」として、2 次救急又は 3 次救急医療機関、かつ救急車受入れが 1,000 件未満ではあるが、夜間・休日・時間外入院件数が 500 件以上の医療機関

- ② 救急車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が 1,000 件未満のうち、離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由が存在する医療機関

⇒ 「特別な理由が存在する医療機関」として、同一医療圏に他に 2 次・3 次救急対応可能な医療機関が存在しないことや、都道府県として地域の中核的医療機関であると認める医療機関が時間外労働規制により必要な対応ができなくなることにより、地域住民の医療へのアクセスに相当の時間がかかることなどの理由がある医療機関

(例) 当該医療圏における 2 次・3 次救急病院のうち 1 病院及び他の離島にある 2 次救急病院

- ③ 地域医療の確保に必要な医療機関であって、周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合

⇒ 「公共性と不確実性が強く働くものとして地域医療の確保に必要な医療機関」については、都道府県として地域医療の確保に必要な次に掲げる医療機関。

- ・ 周産期医療については、急性期・高度急性期病棟を持つ総合周産期医療センター又は地域周産期医療センターの指定を受ける医療機関
- ・ 小児救急医療機関については、大半が小児医療を提供し小児救急医療を行う病院
- ・ 精神科救急については「精神科救急医療体制整備事業」における精神科救急医療施設に指定され、夜間・休日の措置入院及び緊急措置入院の対応を年間 12 件数（月平均 1 件）以上行っている精神科医療機関（この場合は精神科病床数を対象として交付）

- ③ 地域医療の確保に必要な医療機関であって、脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって一定の実績と役割がある場合など、5 疾病 5 事業で重要な医療を提供している場合

⇒ 「5 疾病 5 事業で重要な医療を提供している場合」については、次に掲げる一定の実績と役割があり、都道府県として地域医療の確保に必要な次に掲げる医療機関について認める。

- ・ 脳卒中については、超急性期脳卒中加算の算定が 25 件/年程度以上の医療機関
- ・ 心筋梗塞等の心血管疾患については、急性心筋梗塞等に対する治療件数が 60 件/年程度以上の医療機関
- ・ そのほか、高度のがん治療を専門に行っている施設のうち、急性期・高度急性期病棟を持つ医療機関、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理を行う医療機関、児童精神科を行う病院（この場合は精神科病床数を対象として交付）等

- ③ 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関

⇒ 「機能強化型在宅療養診療所の単独型」及び「機能強化型在宅療養支援病院の単独型」の医療機関